

令和2年第10回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年9月10日（木） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所2階会議室2B、2C

3 出席委員 17名

会 長

20番 斎藤 靖裕

会長職務代理者

19番 長尾 信彦

委 員

2番 阿部 喜代志

3番 櫻井 良一

4番 川浪 輝雄

5番 相馬 孝雄

6番 柳原 真

7番 白戸 裕丈

8番 小野 列子

9番 土岐 敏教

10番 中川 満善

11番 小山内 清人

12番 森 義博

14番 秋田谷 悟

16番 岩谷 博

17番 原田 繁福

18番 徳田 長弘

4 欠席委員 3名

1番 平山 洋志

13番 佐野 一

15番 和島 勇人

5 次 第

(1) 開会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議事

議案第53号

農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第54号

農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第55号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について

議案第56号

農用地利用配分計画案に係る意見について

議案第57号

地目変更登記に係る照会に対する調査結果について

報告第19号

農用地利用配分計画の認可について

報告第20号

農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

6 その他

7 閉会

8 参与

農業委員会事務局

事務局長 浅利 寿夫

次長 川口 均

農地係長 斎藤 和広

農政係長 田附 浩司

農業委員会金木支所

支所長 秋村 正紀

農業委員会市浦支所

支所長 小寺 昭直

農林水産課

主任 岩根 亮平

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 定刻になりましたので、ただいまより令和 2 年第 1 0 回
総会を開会いたします。
はじめに、齋藤会長より挨拶を申し述べます。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、次第 3 「議長選出」ですが、五所川原市農業委員
会総会規則第 5 条により「会長は、会議の議長となり議事
を整理する」と規定されておりますので、会長に議長をお
願いします。
齋藤会長、よろしく申し上げます。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間、議長を務めますので、議事進行に
つきましてご協力をお願い致します。
本委員会の在籍委員数は 2 0 名であります。本日の出席
委員数は 1 7 名であり、定足数に達しており会議が成立い
たしました。

まず、次第 4 「議事録署名者の指名及び書記の任命」
を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 2 6 条に規定する署
名者の指名ですが、私から指名させていただくことにご
異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 異議なしの声がありましたので、私から指名させてい
ただきます。

議事録署名者には、16番 岩谷委員、17番 原田委員のご両名を指名いたします。

また、書記には田附農政係長を任命いたします。

なお、参与として、浅利事務局長、川口次長、斎藤農地係長、秋村金木支所長、小寺市浦支所長、農林水産課岩根主任にお願いいたします。

次に、次第5「業務報告」を参与から報告していただきます。

参 与 (報告)

令和2年8月25日午前9時30分から市役所2階会議室においてあっせん委員会を太田勝彦推進委員と事務局で行いました。

あおもり農林業支援センター事業1件を適正に処理したことを報告いたします。

また、令和2年8月25日午後1時30分から平山洋志委員、岩谷博委員、桑田孝子推進委員で五所川原地区の登記官照会1件の現地調査を行いました。

令和2年9月4日午後1時30分から平山洋志委員、桑田孝子推進委員で五所川原地区の5条転用2件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第53号「農地法第3条1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 (議案説明)

1ページをご覧ください。

議案第53号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業

委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転4件、無償所有権移転4件です。

2 ページをご覧ください。

- 1 番 大字原子字山元、畑1筆、546㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額100,000円の有償移転です。

- 2 番 大字原子字色吉、田1筆、103㎡、
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額10,000円の有償移転です。

- 3 番 大字戸沢字玉清水、畑1筆、3,285㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額250,000円の有償移転です。

- 4 番 十三土佐、田3筆、合計5,644㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額1,000,000円の有償移転です。

- 5 番 大字長富字鎧石ほか、畑2筆、田2筆、合計5,765㎡、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。

- 6 番 大字長富字中道より南、田1筆、2,603㎡
譲渡人、譲渡人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。

7 番 大字高野字広野、畑 4 筆、合計 6, 149 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。

8 番 金木町喜良市坂本ほか、畑 1 筆、田 1 筆、合計 3, 321 m²、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。

以上、皆様のお手元にお配りしております調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せずすべて許可相当であると判断されます。

議 長 議案第 53 号についての説明が終わりました。
所有権移転 2 番以外について審議いたします。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (なし)

議 長 ご質問がないようですので、所有権移転 2 番以外について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、所有権移転 2 番以外について原案のとおり許可いたします。

続きまして、所有権移転 2 番について審議いたします。

「農業委員会等の法律第 31 条の規定による議事参与の制限」となりますので、6 番 柳原 真委員には退席をお願いいたします。

6 番

柳原委員 (退席)

議 長 ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (なし)

議 長 ご質問がないようですので、所有権移転 2 番について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、所有権移転 2 番について原案のとおり許可いたします。

6 番 柳原委員は着席をお願いいたします。

6 番

柳原委員 (着席)

議 長 続きまして、議案第 5 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 6 ページをご覧ください。

議案第 5 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」

農地法施行令第 1 0 条第 1 項の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は、所有権移転 2 件です。

7 ページをご覧ください。

1 番 字新宮町、田 1 筆、3 6 3 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は一般個人住宅建築です。

申請地は、五所川原市役所から北西から約 1.5 km に位置し、市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で宅地化の状況が都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている第 1 種低層住居専用地域にある農地であるため第 3 種農地であると判断されます。

申請人は現在借家住宅に住んでいるが、子どもの成長とともに借家住宅では手狭になるため住宅新築を計画し土地を探した。

学校や現在住んでいる借家住宅に近く、子どもの生活環境が大きく変化しないと判断し、今回の申請に至った。

北側は道路、東・南側は宅地、西側は農地に面しているが、東・西・南側に L 型擁壁を設置するため土砂の流出はない。

土地利用については、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断される。

資力・信用についても問題なく遅滞なく事業に供するものと思われ、転用にあたり許可相当であると判断されます。

2 番 字雛田、田 1 筆、3, 2 7 9 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は保育園園庭の整備です。

申請地は、五所川原市役所から北東へ約 1 km に位置し、市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、宅地化の状況が都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている第 1 種低層住居

専用にある農地であるため第3種農地であると判断されます。

申請者は保育園を経営しているが、園庭が手狭の状態であり、今後、待機児童を解消するため児童を増やすとなれば不足している駐車場や体験農園等に利用する計画であり保育園施設の環境を整える必要があると考え申請に至った。

土地利用については、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断される。

資力・信用についても問題なく遅滞なく事業に供するものと思われ、転用にあたり許可相当であると判断されます。申請地の位置については8ページをご覧ください。

議長 議案第54号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第54号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第54号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

続きまして、議案第55号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与

9 ページをご覧ください。

議案第 5 5 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に係る決定について」

五所川原市長から農用地利用集積計画作成のため協議があったので、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

件数は、利用権設定 1 3 件、所有権移転 2 件です。

1 0 ページ番号 1 番から 1 6 ページ 1 3 番までの利用権設定 1 3 件については皆様のお手元にお配りしてあります農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の調査書のとおり許可要件を満たしております。

1 7 ページ番号 1 番から 1 8 ページ番号 2 番までの所有権移転 2 件につきましては、すべてあっせん委員会による「あおもり農林業支援センター」（農地中間管理事業）によるものです。

議 長

議案第 5 5 号についての説明が終わりました。

閲覧時間を 5 分間とりますので、閲覧をお願いいたします。

委 員

(5 分間閲覧)

議 長

それでは時間となりましたので、議案第 5 5 号利用権設定 1 2 番以外について審議いたします。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員

(なし)

議 長

ご質問がないようですので、議案第 5 5 号利用権設定 1 2 番以外について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第55号利用権設定12番以外について原案のとおり決定いたします。

続きまして、利用権設定12番について審議いたします。
「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、17番 原田委員には退席をお願いいたします。

17番

原田委員 (退席)

議長 ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、利用権設定12番について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、利用権設定12番について原案のとおり決定します。

17番 原田委員はご着席ください。

17番

原田委員 (着席)

議長 続きまして、議案第56号「農地利用配分計画案に係る意見について」を議題といたします。

参与から説明をお願いします。

参 与

19ページをご覧ください。

議案第56号「農用地利用配分計画案に係る意見について」

五所川原市長から別紙のとおり農用地利用配分計画案について協議があったので農業委員会の意見を求めるものであります。

件数は14件です。

別紙A3サイズの一枚用紙をご覧ください。

1番 利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。

利用権を設定する農用地は、大字下岩崎字駒返、田2筆、期間は6年、借り賃は10aあたり20,000円です。

受け手の決定理由は、経営移譲によるものです。

2番 利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。

利用権を設定する農用地は大字飯詰字影日沢、田3筆、期間は9年、借り賃は10aあたり5,000円と使用貸借です。

受け手の決定理由は、経営移譲によるものです。

3番 利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。

利用権を設定する農用地は大字飯詰字影日沢、田10筆、期間は9年、借り賃は10aあたり10,000円です。

受け手の決定理由は、経営移譲によるものです。

4 番 利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。

利用権を設定する農用地は大字毘沙門字熊石ほか、田4筆、期間は9年、借り賃は10aあたり60kgです。
受け手の記載理由は、経営移譲によるものです。

5 番 利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。

利用権を設定する農用地は大字川山字千本ほか、田4筆、期間は5年、借り賃は10aあたり22,500円です。

受け手の決定理由は、経営移譲によるものです。

6 番 利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。

利用権を設定する農用地は大字川山字森内ほか、田5筆、期間は5年、借り賃は10aあたり20,000円です。

受け手の決定理由は、経営移譲によるものです。

7 番 利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。

利用権を設定する農用地は大字川山字千本ほか、田5筆、期間は5年、借り賃は10aあたり16,000円です。

受け手の決定理由は、経営移譲によるものです。

8 番 利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。

利用権を設定する農用地は大字毘沙門字中熊石、田4筆、期間は5年、借り賃は10aあたり15,000円です。

0円です。

受け手の決定理由は、経営移譲によるものです。

9番 利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。

利用権を設定する農用地は大字川山字森内、田7筆、期間は6年、借り賃は10aあたり27,000円です。

受け手の決定理由は経営移譲によるものです。

10番 利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。

利用権を設定する農用地は大字川山字森内ほか、田9筆期間は6年、借り賃は10aあたり27,000円です。

受け手の決定理由は経営移譲によるものです。

11番 利用権設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。

利用権を設定する農用地は大字川山字森内ほか田4筆、期間は6年、借り賃は10aあたり20,000円です。

受け手の決定理由は、経営移譲によるものです。

12番 利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。

利用権を設定する農用地は大字川山字森内ほか、田4筆、期間は6年、借り賃は10aあたり25,000円です。

受け手の決定理由は、経営移譲によるものです。

1 3 番 利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。

利用権を設定する農地は大字川山字森内、田1筆、期間は7年、借り賃は10aあたり34,500円です。

受け手の決定理由は、経営移譲によるものです。

1 4 番 利用権を設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。

利用権を設定する農用地は大字川山字千本、田1筆、期間は7年、借り賃は10aあたり27,000円です。

受け手の決定理由は、経営移譲によるものです。

以上のことから、配分計画案の利用権を設定する農地は、農地中間管理機構が借り受けた農地の転貸となります。

受け手の選定については、中間管理事業の推進に関する法律に基づき、受け手の経営地と貸付地が隣接しているまたは貸付地を作業受託していた等のルールにより市農林水産課が選定しています。

議 長 議案第56号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (なし)

議 長 ご質問がないようですので、議案第56号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第56号について原案のとおり決定いたします。

 続きますして、議案第57号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。

 参与より説明をお願いします。

参 与 （議案説明）

 20ページをご覧ください。

 議案第57号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」

 青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会がありました。件数1件、農地の所在は、大字小曲字豊里、畑1筆、土地の所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地であります。調査の結果、非農地であると判断され、事務局長名で回答したので承認を求めるものです。

議 長 議案第57号についての説明が終わりました。

 ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 （なし）

議 長 ご質問がないようですので、議案第57号について承認することにご異議ございませんか。

委 員 （異議なし）

議 長 ご異議がないようですので、議案第57号について原案のとおり承認いたします。

委 員 （異議なし）

議 長

ご異議がないようですので、議案第52号について原案のとおり承認いたします。

以上、議案第53号から議案第57号まですべての審議が終了いたしました。

報告第19号から第20号につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上を持ちまして、本日の会議のすべてを終了いたします。

慎重なご審議ありがとうございました。

(閉会時刻 午後3時45分)

以上、会議の顛末を記録し、事実相違ないことを証するため署名する。

(齋藤 靖裕)

会 長

(岩谷 博)

1 6 番 委 員

(原田 繁福)

1 7 番 委 員
